

マイナンバー制度について



内閣官房番号制度推進室
内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナンバー制度の現状

平成31年3月

1. マイナンバーの付番・利用

H27年10月～国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番
H28年1月～税・社会保障・災害分野の106項目の事務で利用開始
(例) 確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等

2. マイナンバーによる情報連携

住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)の省略
・ H29年11月～ 約850手続 ⇒ H30年10月～ 約1,200手続
・ H31年4月以降、年金関係の約1,000手続を加えられるよう準備中

3. マイナンバーカード

H28年1月～申請受付開始
H31年3月12日時点 1,639万枚交付(全住民に占める割合 12.8%)
⇒ デジタル・ガバメント閣僚会議(H31.2.15)において、
マイナンバーカードの健康保険証との一体化等の官房長官指示

4. マイナポータル

H29年11月 本格運用開始
(自己情報・情報提供等記録表示、サービス検索・電子申請機能など)

5. マイナンバー制度の拡充

国外転出者に対するマイナンバーカード発行、罹災証明書交付事務等のマイナンバー利用事務の追加(デジタル手続法等)、
戸籍制度とマイナンバー制度の連携(戸籍法等の一部改正等)など

マイナンバー制度における「情報連携」

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

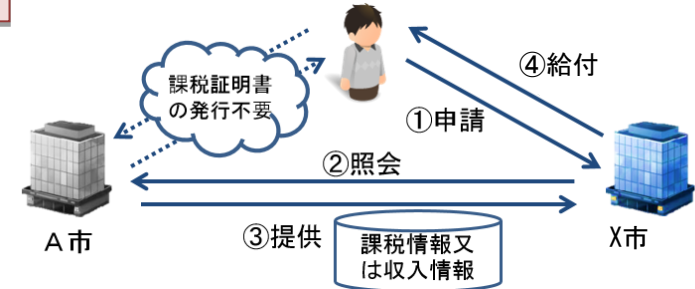
⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。

⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

○児童手当法による児童手当の支給に関する事務

○介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請



住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

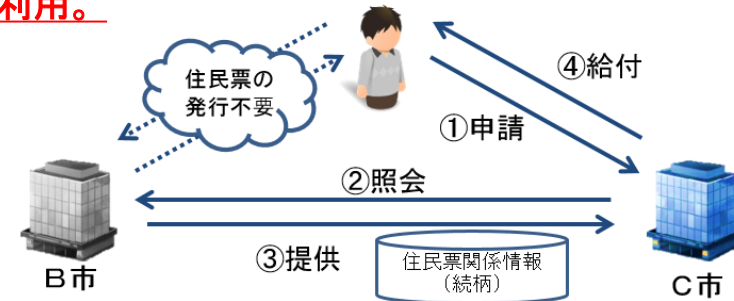
⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。

⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務

○健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。

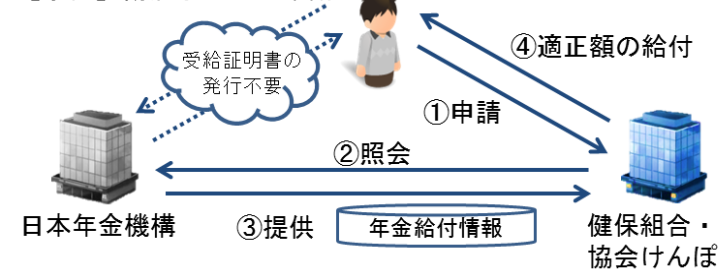
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

※日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

○健康保険法による保険給付の支給に関する事務

○労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



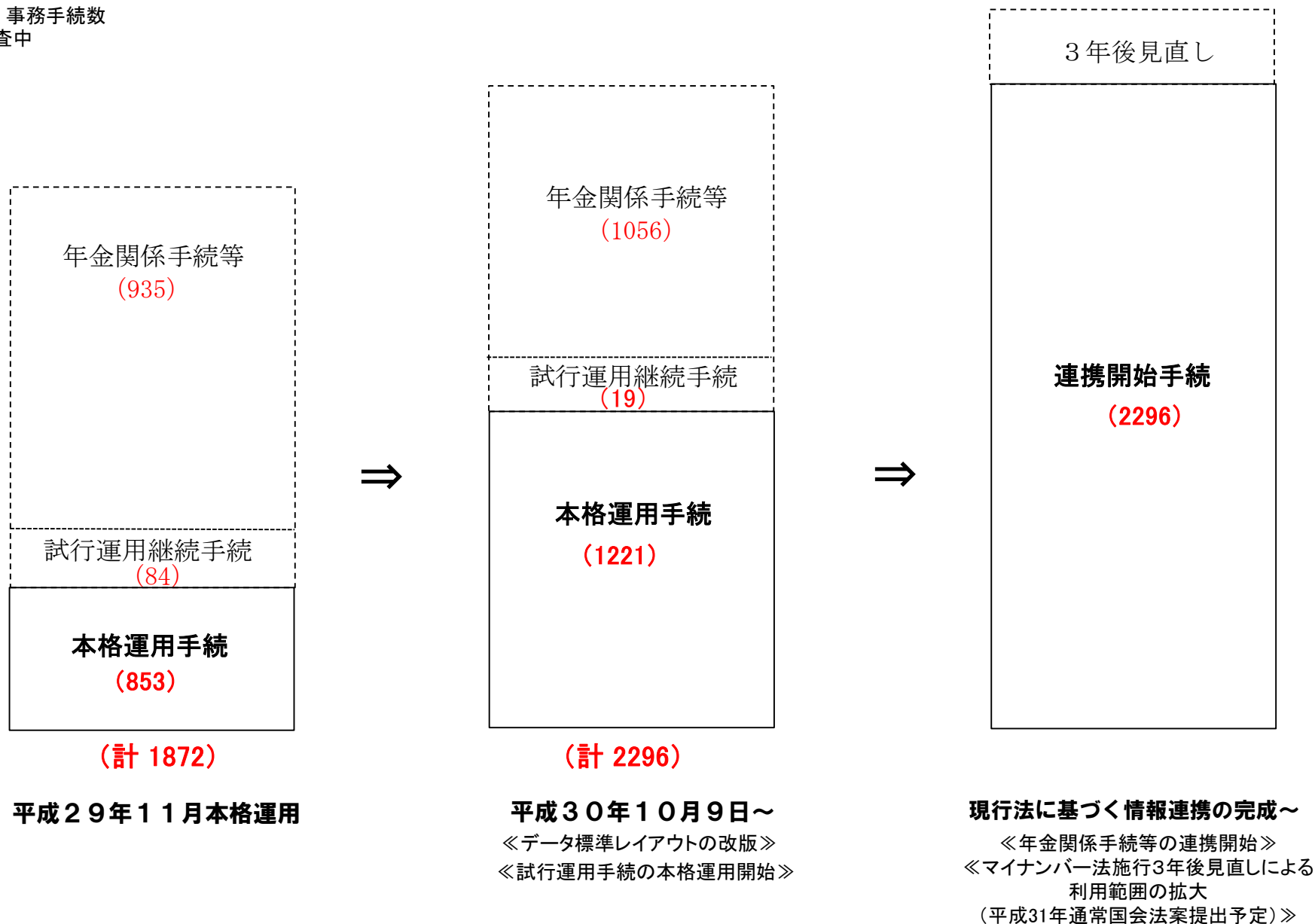
マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成30年10月9日時点〕

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書			障害者手帳
		住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	住民票
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書			課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
		障害者手帳			特別児童扶養手当証書
		課税証明書			障害者手帳
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		課税証明書			住民票
		生活保護受給者証明書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票			生活保護受給証明書
		課税証明書	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
		特別児童扶養手当証書			住民票
		障害者手帳	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	課税証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書			生活保護受給証明書
		雇用保険受給資格者証			障害者手帳
		児童扶養手当証書			
		特別児童扶養手当証書			

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

※赤字数字は、事務手続数
※手続数は精査中



マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例（年金関係手続）

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 （国民年金法）	日本年金機構	住民票	児童手当の申請 （児童手当法）	市町村	年金加入証明書
		課税証明書	児童扶養手当の申請 （児童扶養手当法）	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		雇用保険被保険者離職票			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 （国民年金法）	日本年金機構	課税証明書	奨学金の申請 （独立行政法人日本学生支援機構法）	日本学生支援機構	年金額改定通知書
		雇用保険被保険者離職票			年金振込通知書
各種年金の裁定請求 （厚生年金保険法、国民年金法等）	日本年金機構	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 （障害者総合支援法）	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金振込通知書
		雇用保険被保険者証	生活保護の申請 （生活保護法）	保護の実施機関 （都道府県・市等）	年金額改定通知書
年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届） （厚生年金保険法、国民年金法等）	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	都道府県・ 政令指定都市	年金証書
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認 （国民年金法）	日本年金機構	所得状況届			年金振込通知書

（注）個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー法改正に係る検討状況について

情報連携の対象に戸籍情報を追加

- 社会保障分野の事務において、新たに戸籍情報を情報連携の対象とする。
- ・健康保険の被扶養者の認定(続柄を確認)
- ・奨学金の返還免除(死亡の事実を確認)
- ・国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出(婚姻歴を確認)
- ・児童扶養手当の支給(続柄、死亡の事実、婚姻歴を確認)

など

1. 戸籍法の一部を改正する法律による改正

マイナンバー利用事務の追加

- ・罹災証明書の交付に関する事務
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 など

情報連携の拡大

(1) 情報連携の対象となる事務の拡大

- ・母子保健法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務

(2) 情報連携の対象となる情報の拡大

- ・健康保険組合等の被扶養者の認定(特別障害給付金情報等の追加)
- ・国民健康保険の被保険者の資格認定(生活保護関係情報等の追加)

など

2. デジタル手続法※による改正

※正式名称: 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

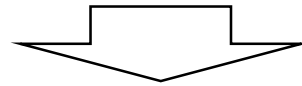
- 3. 国税通則法等の改正に伴い、証券保管振替機構による加入者情報の管理等に関する事務をマイナンバー利用事務に追加。

マイナンバーカードの普及策及びマイナンバーの利活用促進策の検討について

「デジタル・ガバメント閣僚会議」（平成31年2月15日開催）において、

- ① マイナンバーカードを活用した消費活性化策
- ② マイナンバーカードと健康保険証との一体化

を含めた、マイナンバーカードの普及策や、更なるマイナンバーの利活用促進策を、石田大臣を中心に検討するよう指示。



関係省庁局長級による「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に関するタスクフォース」を開催し、工程表と具体策のとりまとめに向けて検討中。

（タスクフォース構成員）

議長 内閣官房副長官補（内政担当）

副議長 内閣官房番号制度推進室長

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、金融庁総合政策局総括審議官、総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省自治行政局長、財務省大臣官房総括審議官、財務省主計局次長、厚生労働省大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）、厚生労働省保険局長

マイナンバーカードの普及策

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及については、以下の方針が決定されており、政府を挙げて取り組むこととしている。

○消費税率引上げに伴う反動減対策にマイナンバーカードを利用

2020年度に自治体ポイントへのプレミアムポイント付与、地域でのポイント利用
⇒2019年度は準備経費として国費119億円を予算計上

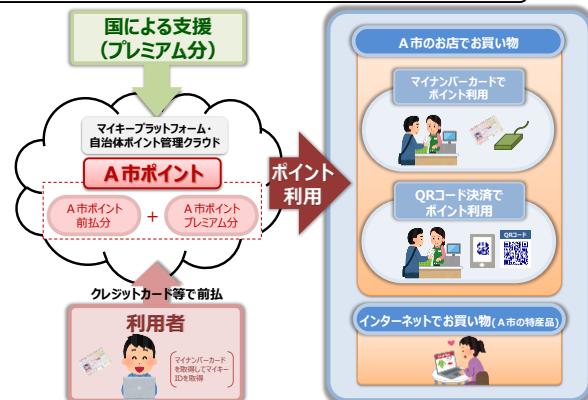
○健康保険証としてのマイナンバーカードの利用

医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

(「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)～抄～)

⇒今通常国会に関連法案を提出

反動減対策として検討している事業イメージ



健康保険証としての利用イメージ

加入者（患者）



マイナンバーカード



提示

保険医療機関・薬局



・受診時にマイナンバーカードの提示とICチップの読み取り

(参考) マイナンバー違憲訴訟 (現在係争中) の概要

1 原告と被告

- ・ 原告：マイナンバーの通知を受けた個人
- ・ 被告：国

2 係属裁判所：平成27年12月より以下 8 地方裁判所において係争中

東京地方裁判所、横浜地方裁判所、新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所
金沢地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所

3 請求の趣旨

- ・ 原告らのマイナンバーを収集、保存、利用及び提供してはならない。
- ・ 原告らのマイナンバーを削除せよ。

4 請求原因

- ・ マイナンバー制度は、原告らのプライバシー等を侵害する危険性が極めて高いので、その危険性を除去・予防するために、マイナンバーの収集、保存、利用及び提供を差し止めるしかない。
- ・ プライバシー権侵害の原状回復として、マイナンバーの削除が必要。

(参考) 住基ネット最高裁判決(平成20年3月6日)を踏まえた番号制度の設計について

○番号制度の構築に当たり、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要。

住基ネット訴訟最高裁合憲判決は、

- ・ 憲法13条については、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護され、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されると判示。
- ・ その上で、行政目的の正当性・手段の相当性を審査し、住基ネットに不備や具体的な危険は生じていないと判示。

○番号制度においては、法令等に基づく制度上の保護措置に加え、各情報保有機関に分散して管理している情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供することとしているから、特に高いシステム上の保護措置を講じている。

<住基ネット最高裁合憲判決の骨子>

<制度設計> (2011/6/30 社会保障・税番号大綱)

① 「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」	① (a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民一民一官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) 更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。
② 「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものといえることができる」	② 「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル上で確認できるようにする。
③ 「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」	③ 情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。
④ 「受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」	④ 行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関個人情報保護法より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。
⑤ 「住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」	⑤ 国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置。